

**相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会をされる方へ**

- 1 照会先は、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所です。最後の住所地は、被相続人の住民票の除票（提出書類にもなっています。）又は戸籍の附票で確認してください。照会先がよく分からない場合は、末尾のいずれかの家庭裁判所にお問い合わせください。  
また、照会ができるのは、次の方に限られます（本説明書は以下の⑧の方を対象としていますのでご注意ください。）  
④ 相続人（ただし、相続放棄の申述を受理された方は、原則として照会できません。）  
⑧ 利害関係人（債権者等）
  - 2 照会に当たっては、次のものを御提出ください。
    - (1) 「**相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会書**」及びその別紙「**被相続人等目録**」  
照会手続の代理人になれるのは弁護士のみなので、弁護士に依頼されない場合は、原則として、照会者本人の名で作成します。  
調査は、「被相続人等目録」に記載された氏名のみに基づいて行います。
    - (2) **被相続人の住民票の除票（被相続人の本籍地と死亡日が表示されているもの）**  
発行から3か月以内のものを御提出ください。すでに廃棄になっている場合は、被相続人の死亡の記載のある戸籍謄本と、被相続人の最後の住所が提出先の家庭裁判所（支部）の管轄区域内にあったことを示す資料（例えば、戸籍の附票。）を御提出ください。
    - (3) **照会者の資格を証明する書面**  
〔個人の場合〕 照会者（個人）の住民票  
〔法人の場合〕 商業登記簿謄本（全部事項証明）又は資格証明書  
債権譲渡、商号変更等により、次の(4)の書面と一致しない場合は、その変遷のわかる資料の写しも御提出ください。
    - (4) **利害関係の存在を証明する書面の写し**  
金銭消費貸借契約書、訴状、競売申立書、競売開始決定、債務名義等、担保権が記載された不動産登記簿謄本（全部事項証明）、その他債権の存在を証する書面など、被相続人との利害関係を証明する書面の写しを御提出ください。  
なお、同書面上の被相続人の住所地と、上記(2)の住民票上の住所地が異なっている場合は住所変更の経緯を示す資料を求める場合があります。
    - (5) **相続関係図**  
被相続人と相続人（照会対象者）との関係図を添付してください（手書き可）。
    - (6) **委任状（代理人に委任する場合のみ）**  
本照会において代理人になれるのは弁護士ですが、照会者が法人の場合には社員を代理人とすることができます。この場合には、社員証明書（代表者印の押印のある提出用書面）を御提出ください。
    - (7) **返信用封筒と返信用切手（郵便での返送を希望する場合のみ）**
- ※ 事案により、これら以外のものの御提出をお願いする場合があります。  
(2)、(3)については、原本をお返しすることも可能です。その場合は、原本と共にそのコピーも御提出ください。また、(7)の返信用切手は、重くなる分、郵便料金も高くなるので、御注意ください。
- 3 手数料（収入印紙）はかかりません。
  - 4 調査期間は、以下のとおりです。
    - (1) 被相続人の死亡日が平成16年6月1日以降の場合、回答日の前日まで。
    - (2) 被相続人の死亡日が平成16年5月31日以前の場合は次のとおり。それ以上の期間の照会には応じられません。
      - ① 第1順位者については、被相続人の死亡した日から3か月間。
      - ② 後順位者については、基本的に①と同じ。ただし、照会書の※1欄に先順位者の放棄が受理された日が記載されていれば、そこから3か月間。
  - 5 照会の理由によっては回答できないことがありますので、御了承ください。
  - 6 照会手続では、受理証明書（相続放棄等の申述を受理している旨の証明書）の交付はできません。回答結果をもとに、別途御申請ください。
  - 7 裁判所によって、調査期間やその他の取扱いが異なる場合がありますので、事前に照会先となる裁判所へお問い合わせください。

問合せ先

- 1 水戸家庭裁判所 訟廷事務室  
〒310-0062 茨城県水戸市大町1-1-38  
TEL: 029-224-8175
- 2 水戸家庭裁判所日立支部  
〒317-0073 茨城県日立市幸町2-10-12  
TEL: 0294-21-4441
- 3 水戸家庭裁判所土浦支部  
〒300-0043 茨城県土浦市中央1-13-12  
TEL: 029-821-4349
- 4 水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部  
〒301-0824 茨城県龍ヶ崎市4918  
TEL: 0297-62-0100
- 5 水戸家庭裁判所麻生支部  
〒311-3832 茨城県行方市麻生143  
TEL: 0299-72-0091
- 6 水戸家庭裁判所下妻支部  
〒304-0067 茨城県下妻市大字下妻乙99  
TEL: 0296-43-7193